



平成27年 5 月20日

各 位

会 社 名 株式会社カクコム
代 表 者 名 代表取締役社長 田中 実
(コード番号：2371 東証第一部)
問 い 合 せ 先 専務執行役員管理本部長 作田 一郎
T E L 03-5725-4554

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年 5 月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年 6 月24日開催予定の当社第18回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 26 年 6 月 27 日に公布された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)による改正後の会社法(以下「改正会社法」といいます)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されました。

これに伴い、責任限定契約の締結対象者の範囲が変更されることになり、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また会社法の条数の改正が行われたため、現行定款第 30 条第 2 項、第 32 条第 3 項及び第 40 条第 2 項に所要の変更を行うものです。

なお、本議案の提出にあたりましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第 1 項の責任につき、善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第 1 項各号に規定する金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、当該取締役の会社法第423条第 1 項の責任につき、善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第 1 項各号に規定する金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4 (条文省略)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4 (条文省略)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会 平成27年 6月24日(予定)

定款変更の効力発生日 平成27年 6月24日(予定)

以 上